

## 令和5年度3月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年3月25日(月) 午前9時30分～午前10時40分  
開催場所 所沢市役所502会議室  
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について  
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)  
議案第6号 特定農地貸付け規程の承認について

出席委員 1番 斎藤 昇 2番 二上 茂雄 3番 池之谷 昭治  
4番 岩崎 良一 5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治  
8番 吉田 英和 9番 北田 良孝 10番 栗原 明夫  
11番 栗原 茂 12番 平岡 豊子 13番 鹿島 正之助  
14番 肥沼 正明 16番 水村 英紀

欠席委員 7番 田中 宏 15番 中 茂紀 17番 新井 祥穂

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号16番 水村 英紀委員、1番 斎藤 昇委員を指名します。

## 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字霞ケ台の5筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は5筆合わせて4,451平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字本郷字原中です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は101平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上2件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議 長： 次に、受人の中富地区の耕作状況についてですが、私が地区担当ですので、意見を発表します。現地を確認したところ、適切に管理されております。

申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議 長： 申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字本郷字原中の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて877平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は児童福祉施設等（就労支援施設）です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、1筆は、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地、1筆は、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、児童福祉施設等（就労支援施設）を建築するものです。

申請番号2番、所在地は三ヶ島一丁目の3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて440平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。

以上2件です

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地及び第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われまます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われまます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といた

します。

### 3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字坂之下字丙明改原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて3,520平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場及び駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については関越自動車道所沢インターチェンジの出入口から半径300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、資材置場及び駐車場を設置するものです。

以上1件です

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

#### 4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,721平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月7日から令和8年4月6日までの2年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は1,798平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月7日から令和8年4月6日までの2年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は2,809平方メートルです。以前からの貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,140平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,438平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて272平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の7筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は7筆合わせて1,645平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字駿河台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,000平方メートルです。以前からの貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

申請番号9番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野です。現況地目は畑で、面積は2,081平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年4月1

日から令和11年3月31日までの5年間です。

申請番号10番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野です。現況地目は畑で、面積は2,000平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

申請番号11番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野です。現況地目は畑で、面積は2,191平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

申請番号12番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字横宿です。現況地目は畑で、面積は1,928平方メートルです。以前からの使用賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

申請番号13番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字北原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,531平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

申請番号14番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は岩岡町の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて7,932平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

申請番号15番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字南程久保の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて4,721平方メートルです。以前からの使用賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。

申請番号16番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字牛沼字下山です。現況地目は畑で、面積は1,015平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

申請番号17番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字帖野です。現況地目は畑で、面積は2,100平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

申請番号18番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字帖野です。現況地目は畑で、面積は2,075平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

申請番号19番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南平の7筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は7筆合わせて1,581.97平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

申請番号20番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南平です。現況地目は畑で、面積は1,500平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

申請番号21番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南一本木です。現況地目は畑で、面積は2,614平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。

申請番号22番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島一丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,715平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

申請番号23番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は糶谷です。現況地目は畑で、面積は1,984平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

以上23件です。

議長： 申請番号1番から3番までについては、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号1番から3番までについて審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われまます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われまます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番から3番までについて、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番から3番までについて、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めまます。よって、申請番号1番から3番までについては、決定といたしまます。

議長： 申請番号4番について審議しまます。申請番号4番については、私が中富地区の担当ですので、意見を発表しまます。現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われまます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われまます。

申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めまます。よって、申請番号4番については、決定といたしまます。

す。

議長： 申請番号5番から7番までについては、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号5番から7番までについて審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番から7番までについて、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号5番から7番までについて、決  
定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番から7番までについては、決  
定といたします。

議長： 申請番号8番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号8番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号8番について、決定することに  
賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号8番については、決定といたしま  
す。

議長： 申請番号9番から11番までについては、関連しますので一括で審議して  
よろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号9番から11番までについて審議します。地区担当の  
意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号9番から11番までについて、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号9番から11番までについて、  
決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号9番から11番までについては、  
決定といたします。

議長： 申請番号12番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号12番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号12番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号12番については、決定といたします。

議長： 申請番号13番及び14番については、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号13番及び14番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号13番及び14番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号13番及び14番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号13番及び14番については、決定といたします。

議長： 申請番号15番及び16番については、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号15番及び16番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号15番及び16番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号15番及び16番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号15番及び16番については、決定といたします。

議長： 申請番号17番及び18番については、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号17番及び18番について審議します。地区担当の意

見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号17番及び18番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号17番及び18番について、決  
定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号17番及び18番については、決  
定といたします。

議長： 申請番号19番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号19番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号19番について、決定すること  
に賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号19番については、決定といたし  
ます。

議長： 申請番号20番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号20番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号20番について、決定すること  
に賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号20番については、決定といたし  
ます。

議長： 申請番号21番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号21番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号21番について、決定すること  
に賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号21番については、決定といたし  
ます。

議長： 申請番号 22 番及び 23 番については、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、申請番号 22 番及び 23 番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号 22 番及び 23 番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号 22 番及び 23 番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号 22 番及び 23 番については、決定といたします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,013平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字内出の2筆と所沢新町の4筆を合わせた6筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は6筆合わせて11,077平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定といたします。

## 6 議案第6号 特定農地貸付け規程の承認について

議長：「議案第6号 特定農地貸付け規程の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第6号 特定農地貸付け規程の承認について」ご説明いたします。

特定農地貸付け規程について、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき、所沢市特定農地貸付け規程の変更の承認のご審議をいただきたく、議案として提出いたします。

申請番号1番、所在地は若松町区画整理事業地内の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて1,806平方メートル、新規に開設するものです。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、承認といたします。

## 7 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、10件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項4 買受適格証明願（農地法5条）の所有権移転の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、1件の証明書の交付を行いました。

「報告事項6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、2件の証明書の交付を行いました。

「報告事項7 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

鹿島会長職務代理者により閉会 （午前10時40分）